

<「米原市いじめの防止等のための基本方針」より抜粋>

P 5～

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために米原市が実施する取組

(1) 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり

- 市および教育委員会は、家庭、米原市立小中学校（以下「小中学校」という。）および地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対する挨拶・見守り活動を促進します。
- 市および教育委員会は、地域における行事および活動ならびに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加および活躍できる環境づくりを促進します。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 市および教育委員会は、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制を整備します（米原市子ども電話相談、米原市少年センター、米原市こども家庭相談室等）。

(3) 関係機関等との連携

- 市および教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うため、家庭、小中学校、地域および関係機関（滋賀県警少年課、米原警察生活安全課、滋賀県彦根子ども家庭相談センター等）との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行います。

(5) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）に対する対策の推進

- 市および教育委員会は情報モラルや情報リテラシーを身につけさせる教育を推進し、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

(6) 啓発活動の推進

- 市および教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性およびいじめに係る相談制度等について、家庭、小中学校、地域および関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行います。